

【政教分離の確立を求めて】

草薙 順一（松山バプテスト教会員 弁護士）

1. 改憲の危機

衆議院では3分の2以上の国会議員が改憲を主張しています。2013年7月の参議院選挙の結果によっては、改憲は現実問題となります。第1段階で改憲要件である衆参議員の3分の2の発議要件を2分の1として、改憲をたやすくします。そのうえで改憲の狙いは、(1) 自衛隊を国防軍に変え、集団的自衛権を行使できるようにする。(2) 天皇を象徴から元首に変え、天皇や首相が靖国神社に参拝できるようにする。(3) 国民には、国旗や国歌の尊重義務と憲法擁護義務を求めるとしています。こうした丸ごと明文改憲は、国家主義の国となり、日本を戦争の出来る国に変えてしまいます。

2. 政教分離の原則と最高裁判決

憲法20条3項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とあり、厳格な政教分離の規定であります。戦前の国家神道が事実上国教としての地位を保持し、大本教やキリスト教のホーリネス教団などが弾圧の対象となり、軍国主義の精神的基盤となっていたことの反省によって生まれたものです。ところが最高裁は、津地鎮祭判決において、アメリカ連邦最高裁のレモン判決を参考に、厳格な完全分離説を放棄し、「目的・効果基準」という緩和基準を設定し、相当程度を超える結びつきが違憲だとしました。限定分離説とされています。

「目的・効果基準」とは、違憲となる行為は、相当とされる限度を超えるものに限られるとしました。すなわち、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為は、相当とされる限度を超えており許されず、違憲となるというものです。逆に言えば、そ

の目的が宗教的意義を持たず、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉でなければ憲法違反ではないということです。最高裁は、津市主催の地鎮祭を、「目的・効果基準」に照らし、宗教活動には当たらないとして合憲としました。

「目的・効果基準」

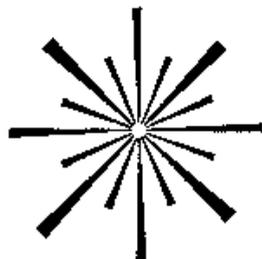
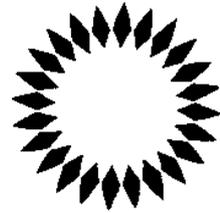
は「目盛りのない物差し」と言われ、恣意的判断がされやすいのですが、愛媛玉くし料訴訟では、県知事の靖国神社への県費による玉

くし料の奉納は違憲としました。この判断は厳しく判断された例です。他方で最高裁は、忠魂碑は記念碑的なものとされ、知事の天皇の大嘗祭の参列は社会的儀礼行為とされるなど緩やかに解しています。

3. 政教分離原則をどう変えようとしているのか

自民党の改憲草案（2012年4月27日決定）では、第20条3項で「国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りではない」と規定しています。「ただし書き」によって、完全分離説を放棄し、限定分離説を採用しています。

自民党の憲法草案が、もし将来憲法の規定となれば、天皇や首相の靖国神社や伊勢神宮の参拝は儀礼的行為として合憲判断がなされる公算が大です。改憲の目的が天皇の靖国神社への参拝にあることは明白であります。戦争をすれば戦死者が予想されます。新しい戦没者を靖国神社に合祀し、天皇や首相が参拝することは必要だからです。参拝は戦死者の追悼と遺族の慰藉を目的としたものであり、参拝によって特定の宗教に援助、助長、促進や圧迫、干渉するものではなく、その行為は社会的儀礼であるということになるでしょう。戦う国家は祭る国家でもあるのです。



4. どんな理由を付けようと、国家と特定宗教の結びつきは許されません。

政教分離の要請は、国家の非宗教性と中立性であります。国家と特定宗教が癒着すると国家は破滅への道を歩み、癒着した宗教は墮落します。癒着しなかった宗教は弾圧の対象となります。まさに戦前の日本が歩んだ道であります。従って、国家が社会的儀礼や習俗的行為という理由で、国家と特定の宗教とが結びつくことは許されません。

特に、天皇や首相に靖国神社に参拝させてはなりません。靖国思想は、戦死者という戦争による犠牲者を英霊とたたえ、国がその責任を逃れる犠牲のシステム

です。従って、参拝させないことが戦争をさせないことになるのです。戦争は武力の保持だけではできません。ソフトな面である精神的・宗教的な側面が必要なのです。

更に、日本人の精神風土を考慮しておかなくてはなりません。日本人の多くは宗教に無関心か、あるいは関心があっても雑居信仰であり、多重信仰であるため国家と宗教の結びつきには寛容であります。それだけに無頓着です。他者の宗教的違和感に理解を示さず、軽視します。そのことを自覚して、私たちは国家に対して常に目を注ぎ、政教分離の確立を求めて、見張りの使命を果たさなければなりません。以上。

【信教の自由】 現憲法と自民党案の比較

【自民党案】

第二十条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

【現憲法】

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

ヤスクニ、天皇制、戦争責任など

【新聞他 拾い読み】

■閣僚に自粛求めず＝靖国参拝で安倍首相

安倍晋三首相は8日の衆院予算委員会で、閣僚の靖国神社参拝について「自由意思に基づいて行われることだ」と述べ、自粛を求める考えがないことを明らかにした。日本維新の会の山田宏氏への答弁。山田氏は、



首相と主張が近い稲田朋美行政改革担当相、古屋圭司国家公安委員長、新藤義孝総務相に閣僚在任中に参拝するかどうかをただした。稲田氏らは「内閣の一員として適切に判断し行動する」などと述べただけで、明言しなかった。

(時事 20130208)

■「さっぽろ雪まつり」で自衛隊が伊勢神宮制作

一宗教と観光、公金支出に疑問。自衛隊が靖国神社の雪像を作る日も遠くない。

2月11日に閉幕した「さっぽろ雪まつり」(札幌市・札幌市教委などで構成する実行委主催)に、陸上自衛

隊の全面協力によって「伊勢神宮」の大雪像が作られた。雪像の周りには同神宮ののぼり旗が立ち並び、特設舞台では法被姿の男たちが「神話」や「遷宮」について説明。雪像の下には「陸上自衛隊」の大文字。まるで神道が陸自の“公式宗教”になったかのようなのである。憲法 89 条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため(中略)これを支出し、又はその利用に供してはならない」と政教分離を定めている。同祭りには札幌市が約2億3000万円を助成。天皇を神と位置づけ侵略戦争に突き進んだ過去の歴史を考えれば、「自衛隊の伊勢神宮」には明らかに問題がある。だが地元マスコミが出資者になっているせいかどうか、疑問を呈する報道はない。(週刊金曜日・20130215号)

■昭和天皇の戦争責任問う 米映画

終戦直後の日本を舞台に、昭和天皇の戦争責任をどう捉えるべきか、占領政策を担った連合国軍総司令部(GHQ)当局者らが明らかにしようとする様子を描いた米映画「終戦のエンペラー」が8日、全米で公開され

る。米国の日本関係者の間では大きな関心を集めており、7月から上映予定の日本でも話題となりそうだ。主人公は、GHQのマッカーサー最高司令官から、戦争を起こした責任を問うべき日本政府幹部の極秘調査を命じられた若手の米将校。元閣僚や旧日本軍幹部との面接を重ね、昭和天皇の役割を浮き彫りにしていく。制作者のゲイリー・フォスターさんは「戦争そのものを描いた映画はたくさんあるが、戦争終結後に平和を築く過程を描いた作品は少ない」と指摘。この難しいプロセスを経て日米が同盟国になったとして「国際紛争が絶えない現代にも通じるテーマだ」と説明した。

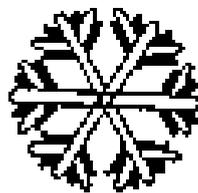
(沖縄タイムス 20130308)

■4月28日「屈辱の日」に式典

首相「独立認識する日」

安倍晋三首相は7日の衆院予算委員会で、1952年にサンフランシスコ講和条約が発効し、沖縄が日本から切り離された日に当たることし4月28日を「主権回復の日」として、政府主催の式典を開く方針を明らかにした。県内では、基地重圧の源流で米軍の圧政が固定化したこの日を「屈辱の日」と呼ぶだけに、反発の声が上がっている。1952年の講和条約発効により、日本は占領統治から独立を回復したが、沖縄は米軍統治下に差し出される形となった。自民党は、昨年の中院選公約に「主権回復の日」を掲げており、首相は「実施する方向で検討している」と明言した。近く閣議決定する。首相は「主権を失っていた7年間の占領期間があったことを知らない若い人が増えている。日本の独立を認識する節目の日だ」と意義を強調した。

(琉球新報 20130308)



■安倍首相:憲法9条改正での集団安保参加

再度意欲を示す

安倍晋三首相は11日午前の衆院予算委員会で、9日のBS朝日の番組で将来的には憲法9条を改正し国連軍などの集団安全保障に参加できるようにすべきだとの考えを示したことに関し、「国連軍が結成される可能性はほとんどないが、国連改革を求めると最初から責任をすべて排除する考えは取るべきでないというのが私の考えだ」と説明した。与党から懸念も出ているが、再度意欲を示した。政府が、1952年のサンフランシスコ講和条約の発効を記念する「主権回復式典」を今年4月28日に検討していることに沖縄県などから反発があることについては、「小笠原、奄美、沖縄が戦後の一定期間、我が国の施政権外に置かれた苦難の歴史は忘れてはならない。(同地域の方々の)気持ちにも十分留意しながら式典は行わなければならない」と述べた。式典については沖縄県側から「4月28日は講和条約で沖縄が日本から切り離された『屈辱の日』だ」

などと批判が出ていた。(毎日 20130311)

■主権回復の日 改憲への地ならしでは

安倍晋三首相はきのこの衆院予算委員会で、4月28日に政府主催の「主権回復の日」記念式典を開くことを検討すると表明した。1952年にサンフランシスコ講和条約が発効し、敗戦後の日本が7年ぶりに主権を回復した日だ。国として大切な節目であることは確かだ。ただ、あまり議論になることのなかったこの日の政府式典を、首相が突然打ち出した背景に目を向けておきたい。首相は予算委で「憲法も教育基本法も、主権を失っている期間にできた」と述べ、今の憲法が連合国軍総司令部(GHQ)による押しつけだとの持論に結びつけた。「主権回復の日」を、首相が目指す改憲への地ならしにしようとしているのなら看過できない。式典を開くとしても戦争の反省に立つ日とすべきで、戦後の枠組みを否定するものにしてはならない。

(北海道・社説 20130308)

■政教分離の緩和を主張

衆院憲法審査会で自民、維新など

衆院憲法審査会(保利耕輔会長)は21日、日本国憲法第3章「国民の権利および義務」と第4章「国会」の論点整理を行った。自民党、日本維新の会、生活の党は政教分離原則の緩和を訴え、地鎮祭における玉串料の公費支出などを容認すべきだとの見解を示した。第3章の議論で、3党は政教分離を定めた第20条に関し、「儀礼・習俗の範囲内であれば憲法で国や地方公共団体が宗教的なものに関わることができることにする」などと主張。政教分離原則の緩和で一致した。(産経 20130321)

■安倍首相が「靖国参拝せず」

偽りの表明でなく実際の行動を

日本の大手各紙が3月29日、トップ記事で安倍晋三首相が靖国神社の春の例大祭に合わせた参拝を見送る方針を固めたと報じた。その代わり「真榊」と呼ばれる供物を奉納する方向で検討に入ったとしている。秋の例大祭参拝の可能性があるとの見方もある。釣魚島(日本語名称:尖閣諸島)問題をめぐって中日関係が悪化しており、日本政府は世論の焦点になった。安倍政権の表明は「下心がある」といえよう。中日関係の緊張緩和と5月の中日韓首脳会談における中国人指導者との会談実現を目指し、安倍首相は「参拝」見送りを通じて中国に友好の意を示したい考えだ。また、7月の参議選を前に本土の保守派を丸め込むため、安倍首相は参拝を見送る方針を通じて、自分のために退路を残した。日本新華僑報網が伝えた。

(毎日中国経済 20130404)

ナチスが共産主義者を攻撃したとき、自分はすこし不安であったが、とにかく自分は共産主義者でなかった。だからなにも行動にでなかった。次にナチスは社会主義者を攻撃した。自分はさらに不安を感じたが、社会主義者でなかったから何も行動にでなかった。それからナチスは学校、新聞、ユダヤ人等をどんどん攻撃し、自分はそのたびにいつも不安を感じましたが、それでもなお行動にでることはなかった。それからナチスは教会を攻撃した。自分は牧師であった。だからたって行動にでたが、そのときはすでにおそかった。(ドイツの神学者:M.ニーメラーのことば)

靖国神社問題特別委員会 公開講演会のご案内

遅すぎたと言わないために ～今、何をなすべきか～

改憲を進める勢力が多数になり、日本を戦争ができる国にするために平和憲法を「改悪」する動き、集団的自衛権の行使を可能にする動きが急速に進められ、信教の自由などの基本的人権や戦争によらない平和実現が危機に瀕している状況です。キリスト者として、私たちは今何をしなければならぬか、共に考えましょう。右記の予定で公開講演会を行いますので、ぜひご参加ください。

★とき

5月27日(月) 19:00～21:00

★会場

恵泉バプテスト教会

目黒区中目黒3-13-29 ☎03-3713-1624

★講師

藤田英彦 (東八幡教会協働牧師)

井堀 哲 (弁護士・八王子めじろ台教会会員)

◆◆◆ 政教分離訴訟公判・学習会などのお知らせ ◆◆◆

【 東京・在韓原告「ノー!ハブサ」訴訟控訴審第1回口頭弁論 】

◇日時: 5月9日(水) 15:00 ◇場所: 東京高裁第101号大法廷

◇内容: 原告意見陳述 ※傍聴券抽選の可能性が高いので30分前に正面玄関横に集合してください。

【 平和の灯を ヤスクニの間へ! キャンドル行動 2013・8・10 事前学習連続講座 第2回 】

◇日時: 5月9日(水) 18:30 ◇講師: 南相九 (東北アジア歴史財団研究員)

◇テーマ: 「ヤスクニと韓国人合祀」 ◇参加費: 500円

◇会場: 大阪経済法科大学麻布台セミナーハウス 5F (東京都港区麻布台1-11-5 TEL: 03-5545-7789)

【 新刊案内 「砂川政教分離訴訟の記録集～市有地に神社は違憲～」 】

◇装丁: A4判約300頁 ◇発行予定 2013年5月 ◇予定頒価 3,000円 (送料込)

◇申込先: 〒073-0032 滝川市明神町1-4-29 日本キリスト教会滝川教会気付 TEL&fax: 0125-23-3034

※申し込まれた方には、振込用紙をお送りいたします。

2010年1月20日、最高裁大法廷は砂川政教分離訴訟で「市有地の神社は違憲」とした画期的判決を下しました。しかし、違憲を解消する手段を再審議するよう高裁へ再戻し、結局無償を「貸貸」という形で解決が図られました。本書は、その訴訟の記録です。

「ヤスクニ通信」発行責任: 日本バプテスト連盟 靖国神社問題特別委員会 委員長 平良 仁志
〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和1-2-4 TEL 048-883-1091 FAX 048-883-1092